

都市計画法による開発許可等の相談に関するお願い

開発許可等の事務等をより円滑に進めるために平成19年4月1日から、次のとおり相談を行いますのでご協力ください。

回答については、現地調査後になります。また、相談票のないものについては回答できませんのでご了承願います。

- 1 相談時間は、次のとおりです。
8時30分から17時15分（ただし、12時から13時を除く。）
- 2 相談時間は、原則として1時間以内とします。
- 3 相談者は、相談に先立ち、備え付けの「相談票」に所要事項を記入の上、担当者に提出してください。
- 4 相談に必要な関係資料は、各自ご用意ください。資料がないと適切な回答ができないことがあります。
- 5 相談中、他の来庁者等に迷惑となるような不穏な発言や行為等があったときは、相談を打ち切り、場合によっては退室を求めることがあります。
- 6 相談に対する回答は、あくまでも相談いただいた内容に対する回答であり、必ずしも許可等を約束するものではありませんので、ご了承ください。
- 7 ご相談の回答は、現場の確認等を要するため、2週間から3週間程度かかりますのでご了承ください。
- 8 相談手続きについては、FAX、郵送でも受付ますが、相談に必要な資料等の不足がないように事前にお電話等で確認願います。FAX、郵送の不着も考えられますので、FAX、郵送後に必ずご連絡ください。

伊奈町都市計画課 都市計画係

〒362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地

電話 048-721-2111（代表）

FAX 048-721-2138

ホームページ <http://www.town.saitama-ina.lg.jp/>